

3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存等に関する課題

名古屋のまちは、先の戦災で当時の市域の約4分の1を焼失し、その際に名古屋城天守をはじめとした多くの歴史的建造物が失われたが、戦災を免れた地区や郊外の街道筋には、古い建築物や史跡・庭園等の歴史的建造物が数多く残っている。

しかしながら、多くの歴史的建造物では、老朽化に伴う修理費が増大したり、後継者不足によって空家になりやすいなどの課題を抱えており、これらは所有者の経済的・人的・心理的負担となっている。

名古屋市では、歴史的建造物の保存については、これまで文化財行政と景観行政の二つの側面より取り組んできた。

文化財行政では、文化財保護法に基づき、重要文化財への指定、県・市の有形文化財への指定、登録文化財への登録を行い、保存に努めてきた。しかしながら、指定・登録文化財といえども、他の歴史的建造物と同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースも少なくない。また、市内には、指定・登録文化財に相当する歴史的建造物が指定・登録されていない例もある。

景観行政では、昭和59年に制定された都市景観条例に基づき、都市景観重要建築物等を指定するとともに、平成16年に制定された景観法に基づき、景観重要建造物を指定し、それらの保存に努めてきた。しかしながら、指定物件であっても取り壊しによって指定解除になるなど、建造物の保存が課題となっている。また、市内には、良好な景観を形成する上で重要な建造物が多数存在しているが、未だ指定されていないものも見受けられる。

このように、文化財行政と景観行政の両面から、歴史的建造物の保存に努めてきたが、社寺仏閣や公共的建造物以外の民間所有の身近な歴史的建造物は、その価値が十分に認識されないまま取り壊されるなどの課題を抱えている。

また、近代以降の都市基盤施設や産業インフラなどのなかには、歴史がありながら、歴史的建造物としての認識が十分ではないものもある。

名古屋城は、名古屋のまちなかのシンボルであり、年間約140万人の観光客が訪れる特別史跡として多くの歴史的建造物を有するが、明治24年の濃尾地震や戦災により多くの建造物が失われた。戦後、天守閣は昭和34年に復元されたが、近世城郭御殿の最高傑作とされた名古屋城本丸御殿の復元は平成21年に始まり、平成25年に一部を完成・公開したところである。名古屋城に現存する文化財の

建造物や石垣についても、老朽化や孕み（変形）の進んでいる箇所がある。また、名勝二之丸庭園については、城郭内に残る大名庭園として貴重な遺構でありながら、長く未整備であった。

名古屋城は名古屋のシンボルであり、名古屋の武家文化を現代に伝える歴史的名所として国内外から多くの来場者が訪れるが、名古屋城及びその周辺においては、名古屋の食や賑わいを提供するおもてなし施設が不足しており、団体のニーズに応える場が十分でなく、滞在時間も短いなどの課題がある。



整備前の名勝二之丸庭園



修復が必要な石垣

熱田地区は古くから、熱田神宮の門前町、宿場町、湊町など様々な性格を持つまちとして栄えた。熱田地区には、史跡の断夫山古墳や宿場町の面影を残す町家などの建造物が残されている。これらの歴史的建造物は熱田のまちのなかに点在しており、歴史的価値に対して認知度が低い、来訪者が巡りにくいなどの課題がある。

また、熱田地区には、熱田神宮に関連する神社、旧東海道沿いの史跡、寺院などが多く集積しているが、それらの中には、跡地のみが残るものや現代のまちなみに埋もれてしまっているものなど知られていないものも多い。



熱田の東海道道標

志段味地区は、白鳥塚古墳（史跡）や志段味大塚古墳等に代表される数多くの古墳が築造された地域で、古墳時代前期・中期・後期と全時期を通じた古墳が比較的良好に遺存している愛知県を代表する古墳の密集地である。しかし、昭和38年以降、徐々に住宅地の開発が進んだ。平成5年からは、上志段味地区においても区画整理事業が施行されることとなったが、区画整理組合との協議により、志段味の自然と古墳群を保存しながら区画整理が行われることとなった。



志段味地区の航空写真

(2) 歴史的町並みの保存等に関する課題

名古屋市では、市内に残された貴重な歴史的町並みを保存するため、独自の制度として、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・檀木」、「四間道」、「中小田井」の4地区を「町並み保存地区」に指定している。

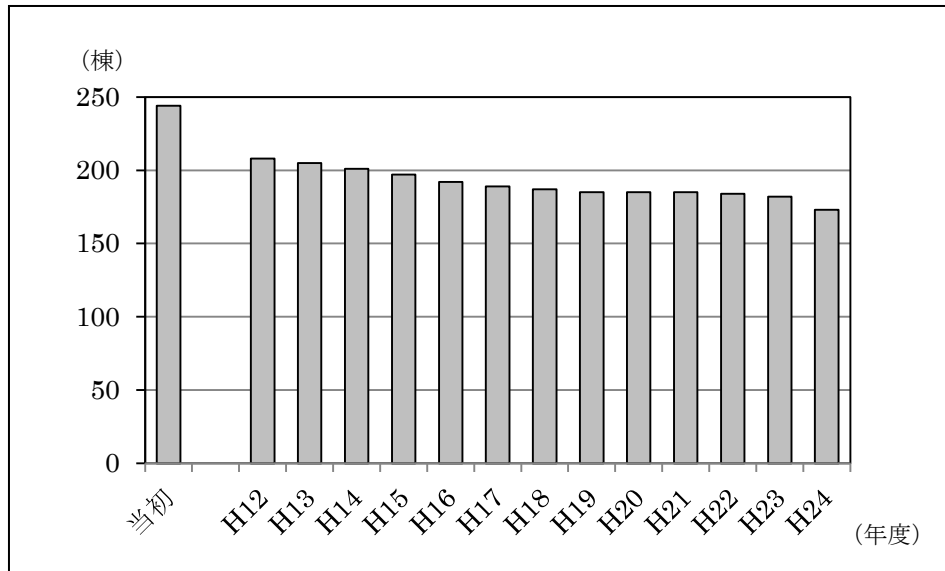
しかしながら、伝統的建造物の所有者は高齢化が進むとともに、維持管理費用が大きな負担となっており、伝統的建造物の滅失や空家の増加などが課題となっている。

また、要綱による緩やかな町並みの誘導であることから、土地の高度利用により建築されるマンション等の現代的建築物と周辺景観の不調和、駐車場化によるまちなみの連続性の喪失などが起きている。

旧東海道沿いの有松地区では、昭和40年代から町並み保存の機運が高まり、昭和59年、市内で最も早く町並み保存地区として指定されたが、貴重な町並みをより確実に保存していく制度である伝統的建造物群保存地区の指定には至っていない。

町並み保存地区を含め、歴史的な環境の残る地域においては、地域の歴史を理解するための案内板、説明板が不足するとともに、市民や観光客が歴史的風致を感じながら休憩できる施設など、歴史的風致を巡る環境が十分ではない。

また地域においては、通行する自動車などによって、安心して散策できる歩行空間が確保されていない状況にある。土地の高度利用による中高層マンションや、電柱・電線類の存在により、歴史的景観が阻害されていることも課題となっている。



*当初とは、各地区の指定時における残存数の合計

町並み保存地区の伝統的建造物の数の推移（4地区計）

（3）歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する課題

歴史的建造物や町並みを保存するためには、日々の清掃や修理など、所有者の負担によるところが大きい。また、所有者には、残したいという気持ちがあっても、修理や活用についてどこへ相談したらよいのか、どのように進めたらよいのかの情報が十分でない状況である。

歴史的建造物や町並みを保存・活用していくためには、所有者だけでなく地域全体の課題として取り組んでいく必要がある。そのためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、地域の内外に向けた情報発信が必要であるが、歴史的建造物に対する市民の関心の向上と積極的な参加を促すための取り組みや情報発信は未だ不十分である。

(4) 伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する課題

名古屋には、近世より行われ、形を変えて、現在に受け継がれている東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭などの城下町の祭礼、熱田神宮で行われる神事、有松など街道沿いで見られる祭礼など、多くの伝統行事が、市内の各地で営まれている。また、茶、能、舞踊、邦楽、名古屋ことばなどの伝統文化、絞り、友禅、仏壇などの伝統産業が今も息づいている。

しかしながら、伝統行事については、高齢化などにより担い手が不足するだけでなく、経済事情やコミュニティが希薄化するなど様々な要因によって、保存・継承が困難になっている。また、伝統産業についても技術を受け継ぐ担い手が不足するなど、その維持と次世代への継承に課題がみられる。

これは、戦災により低下した市民の歴史認識とも関係しており、地域の歴史や文化などを学習し、その価値を認識する機会と場所が不足していることもその一因として考えられる。

1 企業数 (平成21年2月現在)

	15	16	17	18	19	20	⑳-⑮	※ (%)
愛知県絞工業組合	42	40	40	38	37	30	△ 12	△ 29
名古屋仏壇商工協同組合	168	174	148	132	131	122	△ 46	△ 27
名古屋桐箆笥工業協同組合	10	10	10	10	10	10	0	0
名古屋友禅黒紋付協同組合連合会	38	37	32	32	25	25	△ 13	△ 34
名古屋七宝協同組合	10	11	11	11	11	9	△ 1	△ 10
小計(指定)	268	272	241	223	214	196	△ 72	△ 27
中部人形節句品工業協同組合	59	58	57	53	52	49	△ 10	△ 17
名古屋桶工業協同組合	5	5	5	5	2	2	△ 3	△ 60
名古屋扇子製造組合	14	14	13	13	13	13	△ 1	△ 7
名古屋提灯製造組合	9	8	8	8	8	8	△ 1	△ 11
名古屋生菓子工業協同組合	233	224	220	207	201	195	△ 38	△ 16
名古屋和蠟燭出品協会	3	3	3	3	3	2	△ 1	△ 33
小計(未指定)	323	312	306	289	279	269	△ 54	△ 17
合計	591	584	547	512	493	465	△ 126	△ 21

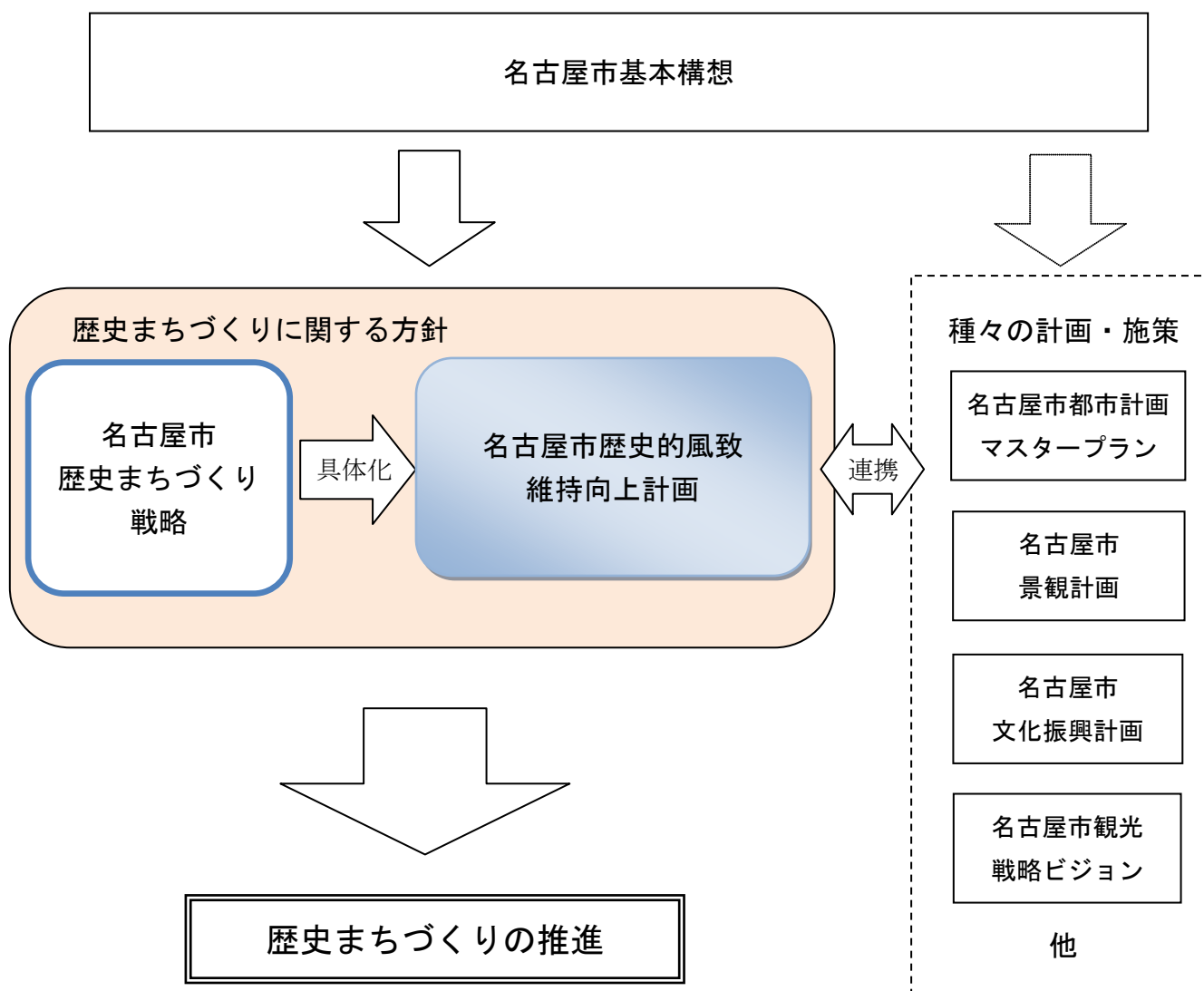
2 従事者数 (平成21年2月現在)

	15	16	17	18	19	20	⑳-⑮	※ (%)
愛知県絞工業組合	340	335	186	185	184	164	△ 176	△ 52
名古屋仏壇商工協同組合	504	518	480	439	437	425	△ 79	△ 16
名古屋桐箆笥工業協同組合	41	41	45	31	31	31	△ 10	△ 24
名古屋友禅黒紋付協同組合連合会	130	98	61	61	40	57	△ 73	△ 56
名古屋七宝協同組合	80	80	86	82	82	78	△ 2	△ 3
小計(指定)	1,095	1,072	858	798	774	755	△ 340	△ 31
中部人形節句品工業協同組合	505	502	505	409	407	402	△ 103	△ 20
名古屋桶工業協同組合	12	12	7	7	4	4	△ 8	△ 67
名古屋扇子製造組合	137	137	100	100	100	90	△ 47	△ 34
名古屋提灯製造組合	42	40	96	97	97	97	55	131
名古屋生菓子工業協同組合	1,599	1,580	1,508	1,594	1,580	1,540	△ 59	△ 4
名古屋和蠟燭出品協会	4	4	4	4	4	3	△ 1	△ 25
小計(未指定)	2,299	2,275	2,220	2,211	2,192	2,136	△ 163	△ 7
合計	3,394	3,347	3,078	3,009	2,966	2,891	△ 503	△ 15

※⑮から⑳の減少率…⑳／⑮*100-100

2 各種計画との関連性

名古屋市では、平成23年3月、市政運営の最も基本的な方針である名古屋市基本構想を踏まえ、歴史分野におけるまちづくりの中長期的な基本方針として「名古屋市歴史まちづくり戦略」を策定した。歴史的風致維持向上計画は歴史まちづくり戦略で示した方向性を踏まえ、都市計画マスタープラン、景観計画、文化振興計画、観光戦略ビジョン、特別史跡名古屋城跡全体整備計画など名古屋市の維持向上すべき歴史的風致に関わりのある計画との整合をとりつつ、連携しながら歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

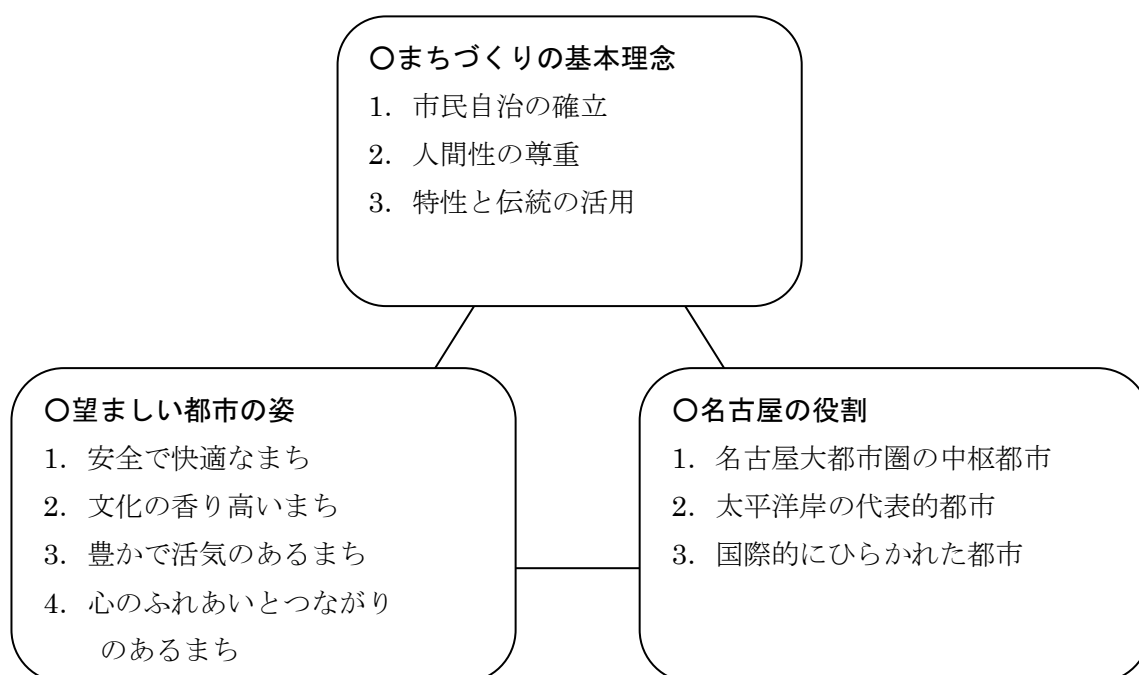


歴史まちづくりと各種計画との関連性

(1) 名古屋市基本構想（昭和 52 年 12 月）

名古屋市では、昭和 52 年 12 月に市議会の議決を経て、「名古屋市基本構想」を定めている。この基本構想は、21 世紀を展望した本市の将来ビジョンをえがいた長期の構想であり、まちづくりの基本理念をはじめ、本市がめざすべき望ましい都市の姿、本市が果たすべき役割、さらにそれらを実現するための施策の大綱、市政運営の基本姿勢などを定めたものである。

本市がめざすべき望ましい都市の姿では、「ゆとりとうるおいのあるまち」の実現をめざして、1. 安全で快適なまち 2. 文化の香り高いまち 3. 豊かで活気のあるまち 4. 心のふれあいとつながりのあるまち を設定するとともに、施策の大綱のひとつとして「調和のとれた魅力ある都市景観の創造」「文化財、歴史的遺産、伝統芸能の継承と、市民共通の財産として保存、活用」を掲げている。



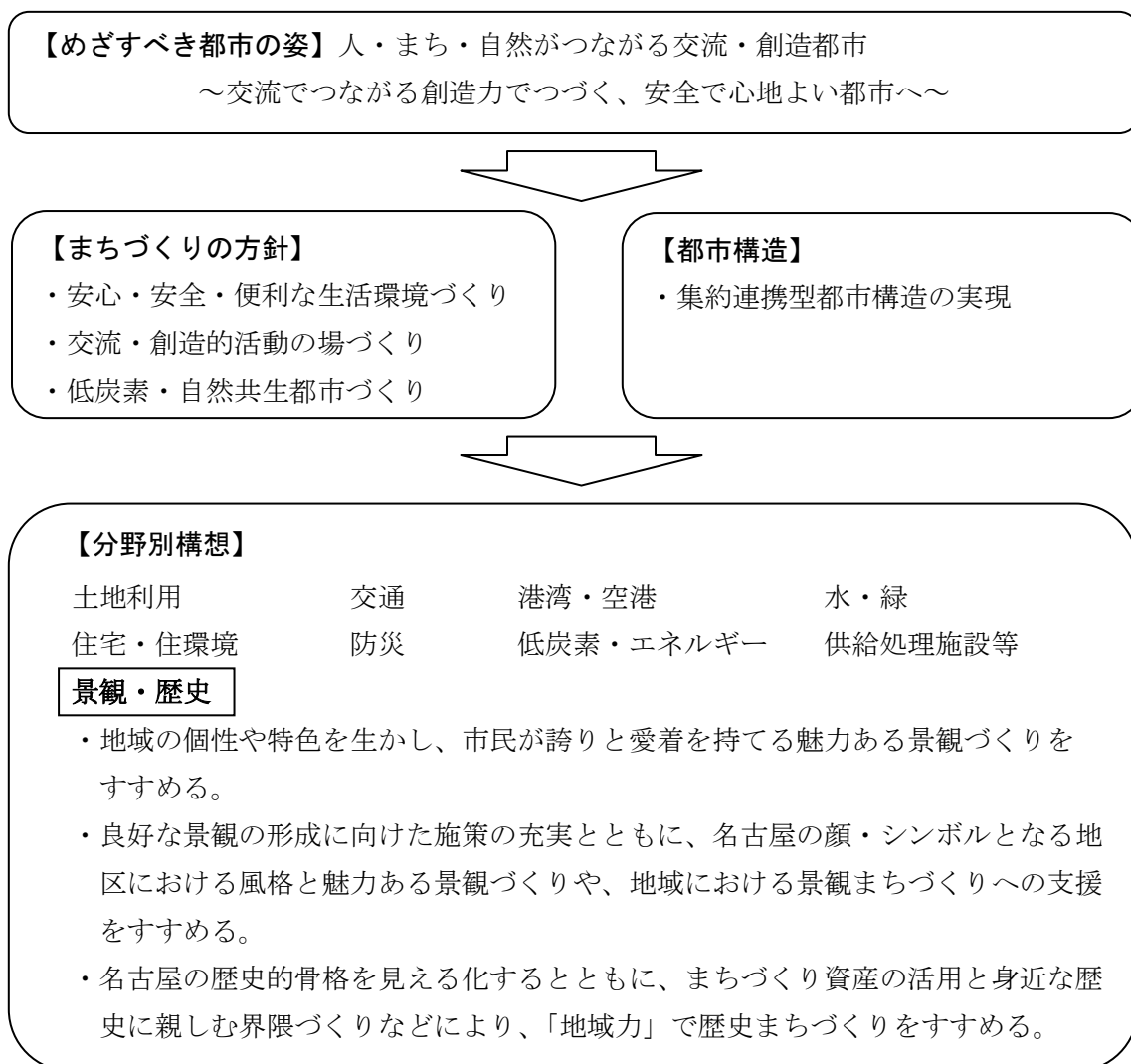
名古屋市基本構想の全体像

(2) 名古屋市都市計画マスタープラン（平成 23 年 12 月）

名古屋市では長期的な視点に立ち、将来の都市像やまちづくりの方向性を示し、また地域住民・企業・行政などの協働によるまちづくりを進めるガイドラインとなる、平成 32 年度を目標年次とした都市計画マスタープランを策定している。

名古屋市のめざすべき都市の姿を、「人・まち・自然がつながる交流・創造都市 ～交流でつながる創造力でつづく、安全で心地よい都市へ～」とし、その実現に向けたまちづくりの方針として、「暮らしやすさを実感できる 安心・安全・便利な生活環境づくり」「名古屋大都市圏を牽引する 交流・創造的活動の場づくり」「持続可能な社会を支える 低炭素・自然共生都市づくり」の 3 点を掲げるとともに、「集約連携型都市構造」の実現をめざすとしている。

分野別構想では 9 つの分野の 1 つとして「景観・歴史」分野を掲げ、景観・歴史分野における方針と施策の方向性を述べている。



名古屋市都市計画マスタープランにおける歴史まちづくりの位置付け

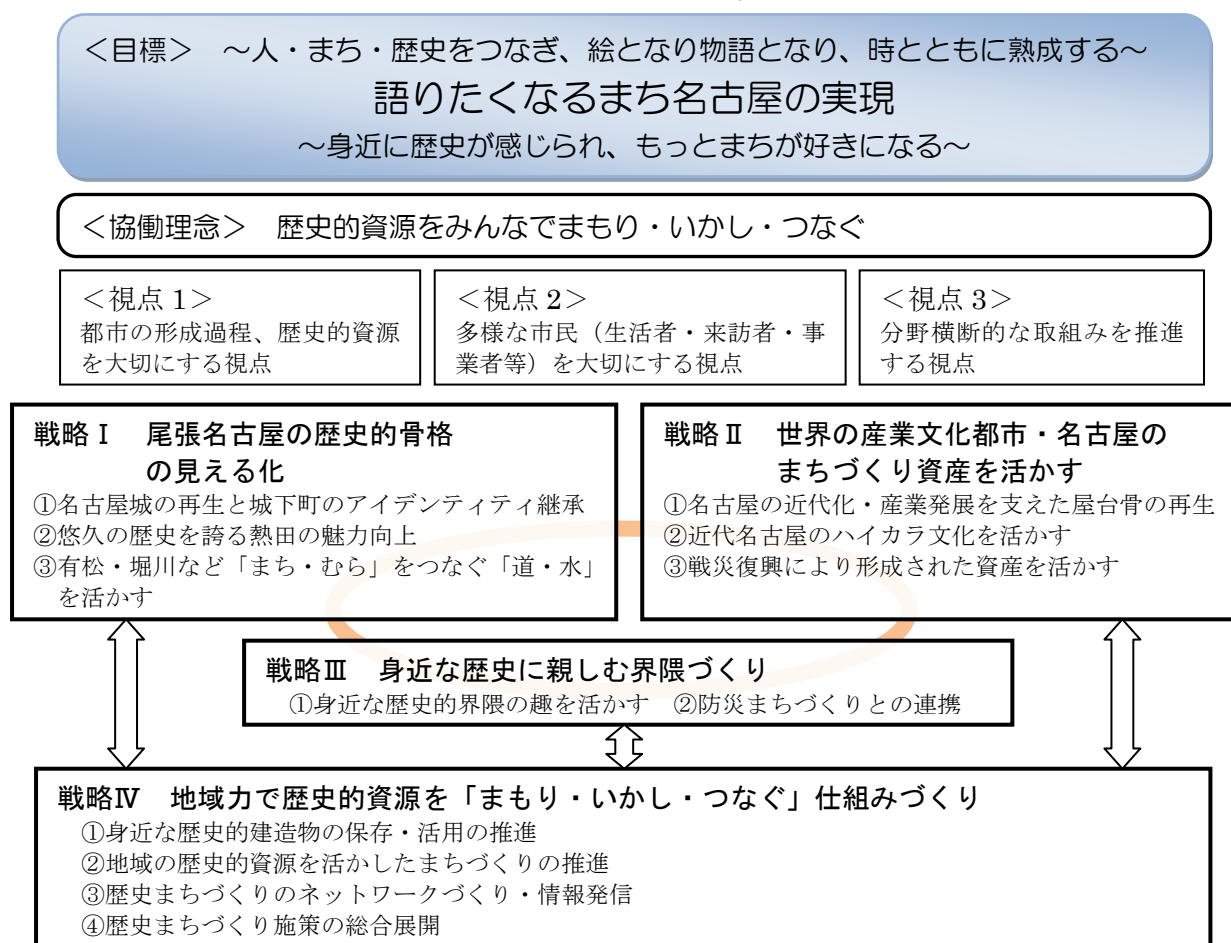
(3) 名古屋市歴史まちづくり戦略（平成 23 年 3 月）

名古屋市では、身近に歴史が感じられるまちづくりに積極的・戦略的に取り組むために、市政の基本理念である名古屋市基本構想をふまえ、歴史分野におけるまちづくりの基本方針として「歴史まちづくり戦略」を策定している。

「歴史まちづくり戦略」では、主として、「地域の歴史的資源を活かした、魅力的な都市環境の維持・形成」に取り組むこととし、都市計画、環境、文化、観光、産業などの部門との整合・連携を図りながら、地域住民・行政をはじめとする様々な主体によるまちづくりの展開を想定している。目標年次は概ね 20 年後（2030 年）である。

戦略の基本理念は目標『「語りたくなるまち名古屋」の実現』と協働理念『歴史的資源をみんなでまもり・いかし・つなぐ』とし、戦略の推進にあたって 3 つの視点を設けている。これらに基づく戦略は「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けた I～IV の 4 つの戦略から成り、それぞれの戦略ごとに複数の方針を設け、歴史まちづくりの指針としている。

歴史的風致維持向上計画は、この戦略を踏まえ、平成 26 年度から 10 年間の具体的な事業についてとりまとめたものである。



名古屋市歴史まちづくり戦略の全体像

(4) 名古屋市景観計画（平成 19 年 3 月）

名古屋市では、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年に都市景観条例を制定し、都市景観の創造と保全に関する様々な施策を実施してきた。

こうした中、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、これまで実施してきた都市景観に関する施策をより効果的なものとし、良好な景観の形成を図るために、平成 19 年 3 月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定した。景観計画では、名古屋市全域を景観計画区域とし、めざすべき都市のイメージとその実現に向けた方針や景観形成基準などが定められている。

また、市では平成 23 年 9 月に都市景観条例を改正して、景観に深みと個性をもたらす身近な歴史的建造物を登録・認定地域建造物資産として位置付ける制度を定め、身近な歴史的建造物の保存活用を推進している。

○めざすべき都市のイメージ

- ① 秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち
- ② 活気にみちた魅力あるまち
- ③ 歴史の深みを感じさせるまち
- ④ 人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

○大規模建築物、大規模工作物

- ・景観形成の方針 ～ 景観形成基準

○屋外広告物

- ・景観形成の方針 ～ 大規模広告物を対象とした行為の制限

○都市景観形成地区

- ・7 地区（久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区、白壁・主税・檀木地区）
- ・景観形成の方針 ～ 景観形成基準、屋外広告物を対象とした行為の制限

○景観上重要な建造物・樹木など

- ・景観形成の方針 ～ 指定の方針
- ・独自の保全施策・・・都市景観重要建築物等、認定地域建造物資産等

○景観関連の施策・制度等の活用方針

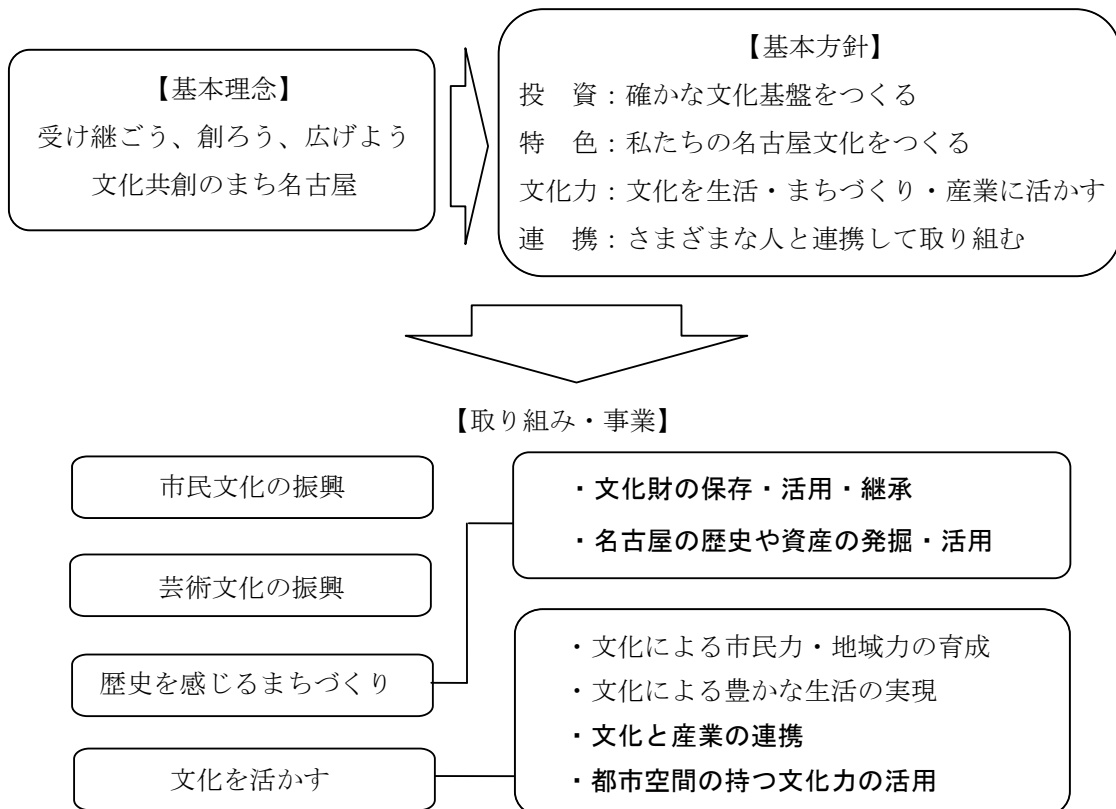
名古屋市景観計画の全体像

(5) 名古屋市文化振興計画（平成 22 年 3 月）

名古屋市では、文化の持つ創造性や多様性がさまざまな分野へ影響を与え、都市全体の魅力の向上につながることから、従来「文化」と捉えられていた枠組みを超えて広く捉え整理を行い、名古屋市の文化振興の方向性を指し示す「名古屋市文化振興計画」を策定している。

名古屋の今後の文化振興に向けて、「受け継ごう、創ろう、広げよう 文化共創のまち名古屋」を基本理念に、「投資」「特色」「文化力」「連携」の 4 つの基本方針、市民・行政など各主体の役割を示し、これら基本的な考え方をふまえ、「市民文化の振興」「芸術文化の振興」「歴史を感じるまちづくり」「文化を活かす」の 4 つの視点で文化振興に取り組むとしている。

歴史に関連する取り組みとして、「歴史を感じるまちづくり」では、「文化財の保存・活用・継承」「名古屋の歴史や資産の発掘・活用」に向けた事業を明らかにしており、「文化を活かす」では、「文化と産業の連携」、「都市空間の持つ文化力の活用」に向けた事業を明らかにしている。



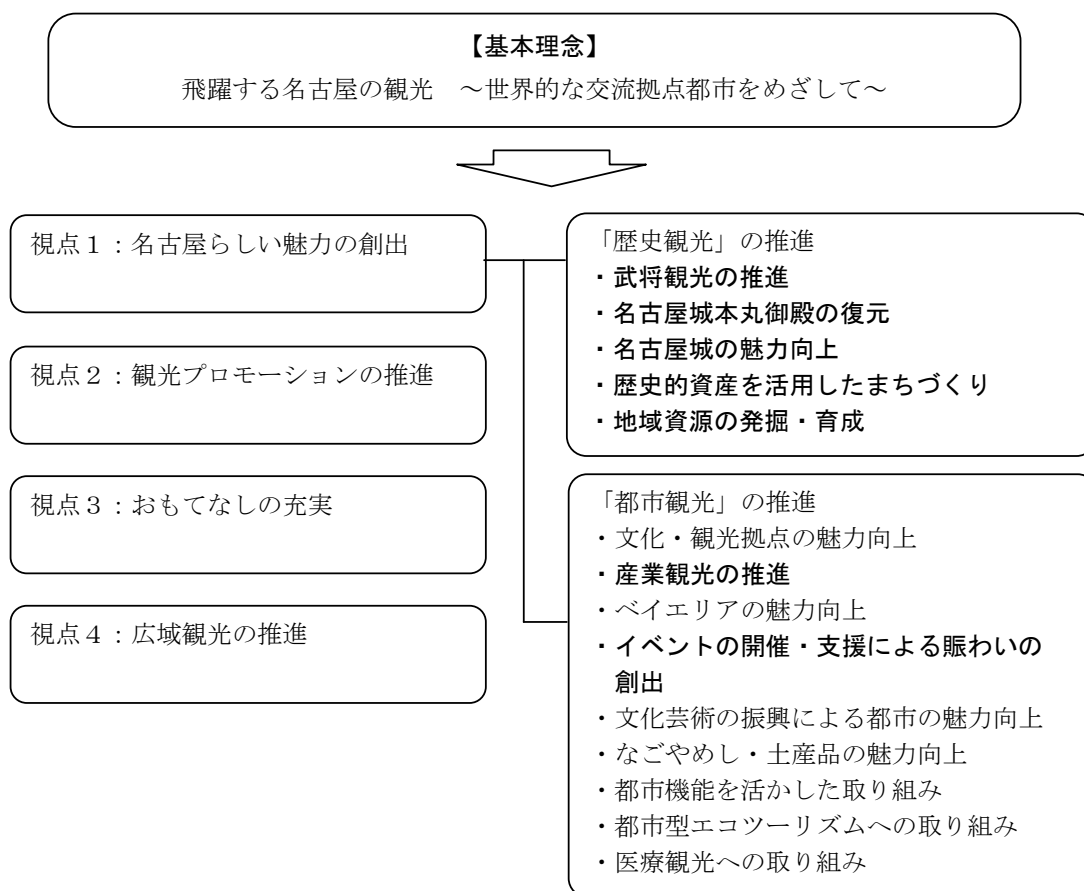
名古屋市文化振興計画と歴史まちづくり

(6) 名古屋市観光戦略ビジョン（平成 22 年 12 月）

名古屋市では、魅力的な歴史・文化などの観光資源を十分に活用して、さらなる観光振興を図ることにより、交流人口を拡大し、都市の活力を生み出していくため、実現に向けた総合的・体系的な計画として、『名古屋市観光戦略ビジョン』を策定している。

名古屋の観光がめざすべき姿を、基本理念「飛躍する名古屋の観光 ～世界的な交流拠点都市をめざして～」として掲げ、今後の取り組みを進めるにあたって「名古屋らしい魅力の創出」、「観光プロモーションの推進」、「おもてなしの充実」、「広域観光の推進」の4つの視点を定めている。

「名古屋らしい魅力の創出」では、武将ゆかりの歴史文化などの魅力を十分に活かし、歴史都市・名古屋の面白さを味わう「歴史観光」と現代の名古屋の面白さを体感する「都市観光」の2つの観光を柱に、「武将観光の推進」、「名古屋城本丸御殿の復元」、「名古屋城の魅力向上」、「歴史的資産を活用したまちづくり」、「地域資源の発掘・育成」、「産業観光の推進」、「イベントの開催・支援による賑わいの創出」などの歴史・文化に関わる取り組み内容を明らかにしている。

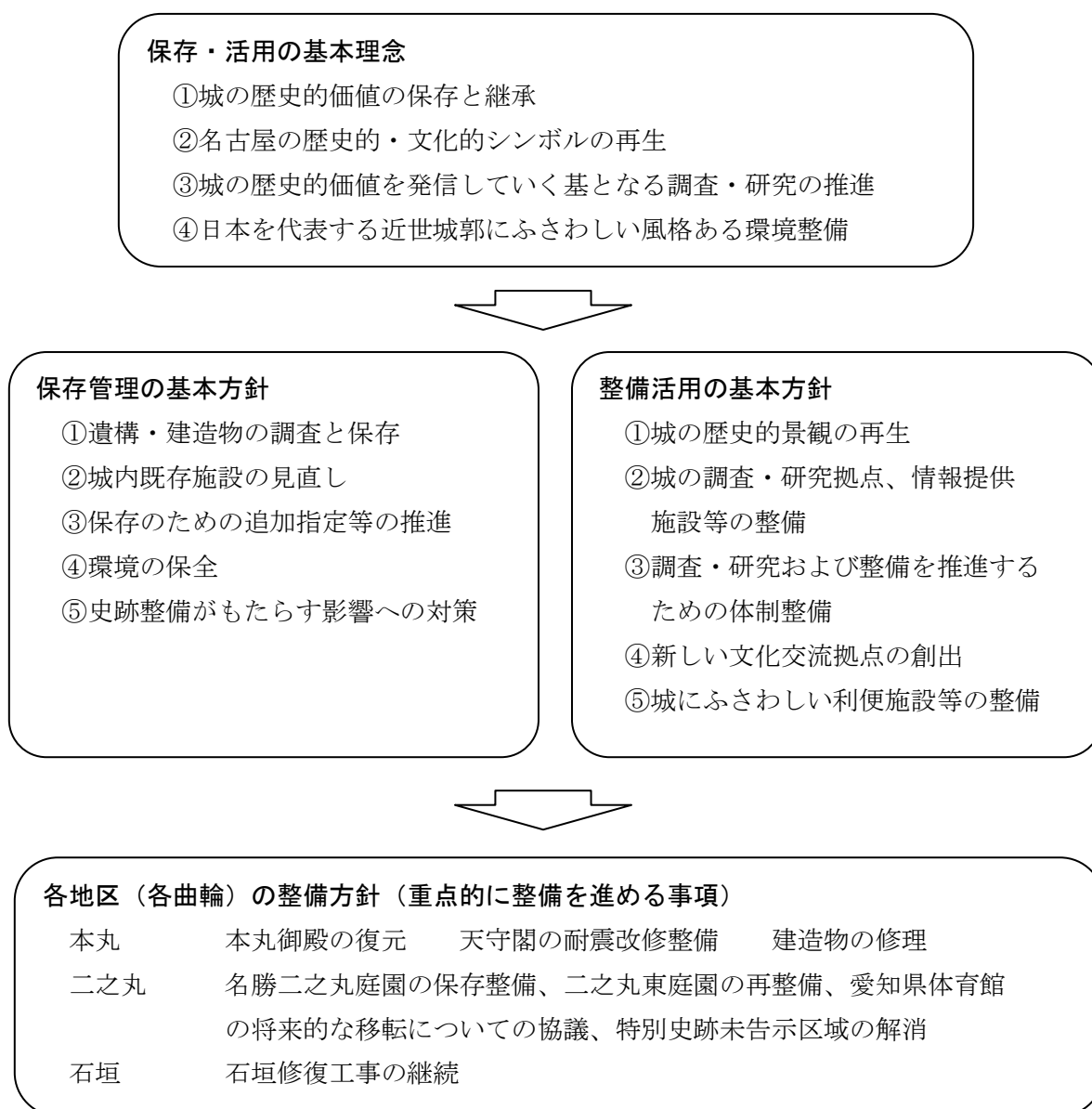


(7) 特別史跡名古屋城跡全体整備計画

(平成18年9月策定、平成24年12月増補版策定)

『特別史跡名古屋城跡全体整備計画』は、特別史跡名古屋城跡史跡指定地（一部未告示地を含む）を計画対象に、①現存文化財の保存状況等、特別史跡名古屋城跡の現状における課題を把握する。②特別史跡名古屋城跡の保存・活用等に当たっての基本理念及び基本方針を策定する。③基本理念・基本方針等を実施するための整備計画を策定する。の3つを目的とし策定された計画である。

現在、この計画に基づき、本丸御殿の復元などが進められている。



特別史跡名古屋城跡全体整備計画の全体像

(8) 「歴史の里」基本構想（平成 21 年 3 月）

守山区上志段味地区には、特色のある古墳が、東谷山や庄内川の河岸段丘など豊かな自然地形を活かして築かれている。市では、こうした貴重な古墳群やその立地する自然地形の保存と活用を図り、豊かな歴史文化と自然にあふれた魅力的なまちづくりの中核的施設とすることを目的に、「歴史の里」の整備をめざしている。「歴史の里」基本構想は、平成 17 年から行われている発掘調査の成果を踏まえて、各方面の専門家の指導を受けながら、古墳の保存と周辺環境の整備の方向性をまとめたものである。

整備活用の基本的な考え方

- (ア) 貴重な文化財の恒久的保存
- (イ) 自然地形・自然景観の保全
- (ウ) 拠点地区ごとの特徴に応じた整備
- (エ) 各種調査・研究の反映と価値の顕在化
- (オ) 現代的価値の付加
- (カ) 市と市民との協働による整備活用

整備活用の目標

- (ア) 志段味古墳群の歴史的文化的価値や風土環境の保全・再生
- (イ) 歴史学習・体験学習の場としての活用
- (ウ) 公園的空間・観光レクリエーションの場としての環境整備
- (エ) 周辺観光諸施設等との一体的活用
- (オ) 志段味地区のシンボル・モニュメントとしての活用

拠点地区

- 東谷山山頂 3 古墳地区
- 市史跡白鳥 1 号墳地区
- 国史跡白鳥塚古墳地区
- 志段味大塚・大久手古墳群地区

各拠点地区の整備方針

東谷山山頂 3 古墳地区	市史跡白鳥 1 号墳地区	国史跡白鳥塚古墳地区	志段味大塚・大久手古墳群地区
<ul style="list-style-type: none"> ・国の史跡指定を検討し、保存を担保する。 ・現状を活かした整備 ・説明版、道路標等の整備 ・見学路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・石室の公開活用を図る。 ・説明板等の整備 ・休憩施設の整備 ・転落防止柵など安全管理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を活かした整備 ・説明版等の整備 ・休憩施設の整備 ・見学路の整備 ・安全施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳の一部復元 ・河岸段丘の保存 ・説明板等の整備 ・散策路の整備 ・植栽景観の形成 ・駐車場、便所等の整備 ・照明など安全管理施設の整備

「歴史の里」基本構想の全体像

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

名古屋市の、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を、以下の 4 つの項目で整理する。

- (1) 歴史的建造物の保存等
- (2) 歴史的町並みの保存等
- (3) 歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりの推進
- (4) 伝統行事・文化、伝統産業などの支援

(1) 歴史的建造物の保存等に関する方針

古い建築物や史跡・庭園などの歴史的建造物の維持管理には、老朽部分の修理や建造物を継続的に管理していく人々の存在が欠かせないが、それらの多くが建造物所有者の負担となっている。これらの経済的・人的負担に対しては、既存制度を有効に活用して、支援を続けていくほか、民間事業者などとも連携した地域まちづくりの積極的な関与のもとで活用が図られるよう啓発を行っていく。

また、歴史的建造物の所有者の心理的負担を和らげるためにも、地域や行政が一体となって建造物を支えていくことが不可欠であり、所有者が気軽に相談できる雰囲気づくりや相談窓口の充実にも積極的に取り組んでいく。

文化財指定を受けた建造物については、既存の文化財保護制度を活用しながら、修理費の補助などの支援を行い、今後も継続して保存を図る。また、新たに歴史・文化的な価値が認められたものについては、文化財への指定・登録を検討していく。

景観重要建造物や都市景観重要建築物等に指定した建築物や工作物についても、景観法や都市景観条例に基づく制度を活用して保存を図るとともに、引き続き良好な景観の維持向上を図っていく。また、市内には他にも、良好な景観を形成する上で、重要な建造物が数多く存在していることから、それらの景観上の重要性を確認し、景観重要建造物としての指定・保存を検討していく。

景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴づける身近な歴史的建造物については、都市景観条例に基づき、登録・認定地域建造物資産として位置付け、当該建造物が、「地域の歴史的資産である」という所有者および地域住民の保存意識の向上を図る。地域建造物資産の所有者からの相談には専門家の無料派遣制度を活用するとともに、認定地域建造物資産については、修理・活用のための経済的支援も行っていく。



市指定文化財（丹羽家住宅）

近代以降の都市基盤施設や産業インフラについては、これまで歴史的建造物としての位置付けが曖昧であったものもあることから、歴史的な視点も踏まえ、今後の整備・活用を検討していく。

名古屋城については、戦災等により失われた建造物の復元整備などを推進し、歴史的・文化的価値と魅力を高めていく。特に、市民の関心の高い本丸御殿については、江戸期の文献のほか、多くの写真、実測図が残されており、学術的調査研究に基づき史実に忠実な復元を進めていく。

また、特別史跡内にある石垣、土塁、塀、一部名勝に指定されている二之丸庭園、隅櫓、門などの重要文化財をはじめとする建造物などは、老朽・未整備箇所の修復・整備等を行い、名古屋城の歴史的価値を構成する歴史的資産として保存し、後世に伝えていく。

さらに、本丸御殿の復元を契機に、増加が期待される来場者に対するおもてなし機能の充実を図るとともに、名古屋城周辺に新たな交流と賑わいの場所を創出し、国内外から一層の来訪者誘致を図る。



名古屋城本丸御殿（玄関・車寄せ）

熱田地区では、指定文化財となっている歴史的建造物の保存については、引き続き文化財保護制度を活用していくとともに、その認知度を高め、来訪者を増やすことで、貴重な建造物を継続的に保存していくための意識啓発を図っていく。

熱田地区の社寺や旧東海道沿いの史跡などは、案内板等を充実させることで、

一層の周知を図り、熱田の歴史まちづくりに活用していく。

熱田の歴史的スポットを訪れる人々の回遊性向上を図るため、効率よく回れる散策ルートの提案やレンタサイクルの導入などを検討していく。

志段味古墳群については、「歴史の里」基本構想等に基づき、残された古墳の適切な保存・整備を行い、「歴史の里」として、郷土の歴史・文化の学習と自然体験ができる体験型の施設の整備を図る。「歴史の里」の整備にあたっては、東谷山や河岸段丘、里山の景観に配慮しながら進められている上志段味地区の区画整理事業と連携して行う。

また、点在する古墳を結び来訪者の回遊性を向上させるルートや案内板、東谷山へ登る散策路の整備など、古墳やその周辺環境の整備を一体的に実施していくことにより、志段味地区全体の歴史的風致の維持向上を図る。



「歴史の里」整備事業位置図

(2) 歴史的町並みの保存等に関する方針

町並み保存地区内の伝統的建造物の滅失については、保存地区内の危機情報の収集に努め、建替えや空家となる恐れがある建造物については、早い段階で所有者の相談に応じられるよう努める。また、町並み保存要綱を運用し、修理費等の効率的な補助を継続することで、所有者の大きな負担となっている維持管理費の軽減を図りながら、町並みの保存をすすめていく。

伝統的建造物と周辺の現代的建築物との景観の不調和や、駐車場化などによ

って町並みが途切れている箇所については、周囲のまちなみに配慮した色彩・デザインの導入や垣柵などによる修景の指導を引き続き行っていく。また、必要に応じて歴史的風致の維持向上のため地区計画など各種制度の活用を検討しながら良好な町並みの保全に努めていく。

その他の歴史的環境の残る地域についても、地域住民との合意形成を図りながら、まちづくりの目標の明確化や建築に関するルール・ガイドラインづくりを進めるとともに、電線類については、歴史的景観を阻害する場合には無電柱化を推進していく。

また、歴史的建造物や町並みについてわかりやすく表示した案内板の体系的な再整備を図るとともに、新たな周遊ルートの設定やレンタサイクルシステムの検討、歩行者優先の地域環境の整備などを、地域住民や市民グループとの協働によって進めることで、市民や観光客が歴史的風致を巡る環境の整備を行う。



施工前



施行後

無電柱化による景観の改善

(3) 歴史的建造物や町並みの活用と歴史まちづくりを支える人・仕組みづくりに関する方針

歴史的建造物の保存活用を支えるため、歴史的建造物に関する専門的知識をもった人材である「名古屋歴史的建造物保存活用推進員（なごや歴まちびと）」を養成するとともに、歴史的建造物の所有者に対して、養成講座を修了した専門家を派遣し、修理や活用の方法について助言を行う取り組みを推進している。また、所有者の多様なニーズに的確かつ迅速に応えるため、市、公益財団法人名



なごや歴まちびとによるワークショップ実施状況

古屋まちづくり公社、なごや歴まちびとのネットワークを強化していく。

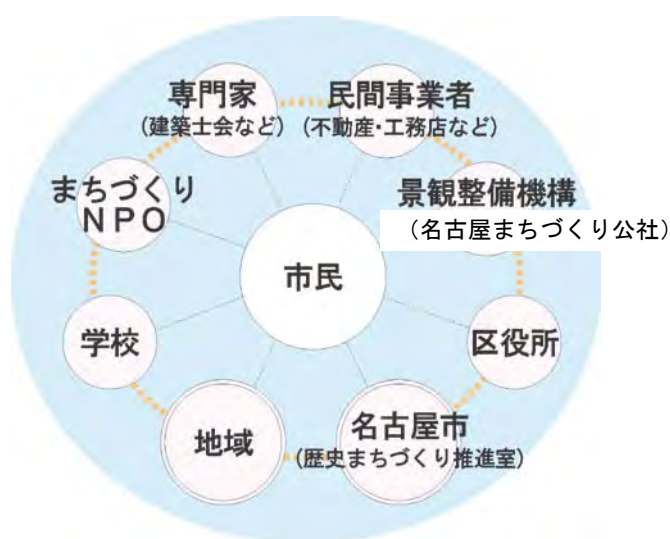
名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的資産の宝庫ともいえる文化のみちエリア（名古屋城から徳川園に至る地区）において11月3日に行われる「歩こう！文化のみち」を引き続き推進するなど、歴史的建造物や町並みへの市民のより深い関心と積極的な参加を促していくための各種取り組みを行っていく。

この他、市内の各地域については、まちづくり協議会の立ち上げやまちづくり構想の作成を支援するなど、積極的に地域まちづくりを促すとともに、マップづくりや案内板の設置、ボランティアによるガイドなど、地域の歴史を活かした自主的なまちづくり活動を促進していく。



歩こう！文化のみち

また、市民をはじめ多くの人々の歴史的建造物に対する関心を高め、まちづくり活動への積極的な参加を図っていくため、英語版も含めホームページ等を充実させて、歴史的風致や歴史まちづくりに関する情報発信・提供を行うとともに、スマートフォンを活用して、まち歩きをしながら情報を得られるアプリケーションの充実も図っていく。歴史を伝える資料としては、江戸時代の尾張地域の名所を絵と文章で紹介した「尾張名所図会」などを活用し、視覚的に楽しめる内容となるよう工夫する。また、「名古屋おもてなし武将隊」のようなマンパワーを活かした魅力的なPR・おもてなしの方法も検討していく。



歴史まちづくりを進めるネットワークのイメージ

(4) 伝統行事・文化、伝統産業などの支援に関する方針

名古屋の歴史的風致を形成する伝統行事・伝統文化・伝統芸能や伝統産業などの歴史と伝統を反映した人々の営みについては、名古屋まつりや徳川園の山車揃えなどのイベントにて身近に触れてもらう機会や、シンポジウムや講演会など地域の歴史や文化財について学習する機会を通じて、市民意識の向上を図る。

市内では、各地で歴史をテーマとしたまちづくりと行政や学校との連携や、歴史まちづくりに関わる多様な主体の交流も行われており、こうした取り組みを支援することにより、伝統行事・文化への積極的な参加を促し、伝統行事・文化を通じた地域コミュニティの形成、次世代への継承へと繋げていく。

また、伝統産業については、若手技術者を養成する事業に対する助成などを行い担い手の確保を図っていく。なお、一部の区では、地元の伝統産業製品を区役所において展示するなど、PRを進めていく。



名古屋まつりの「郷土芸能祭」

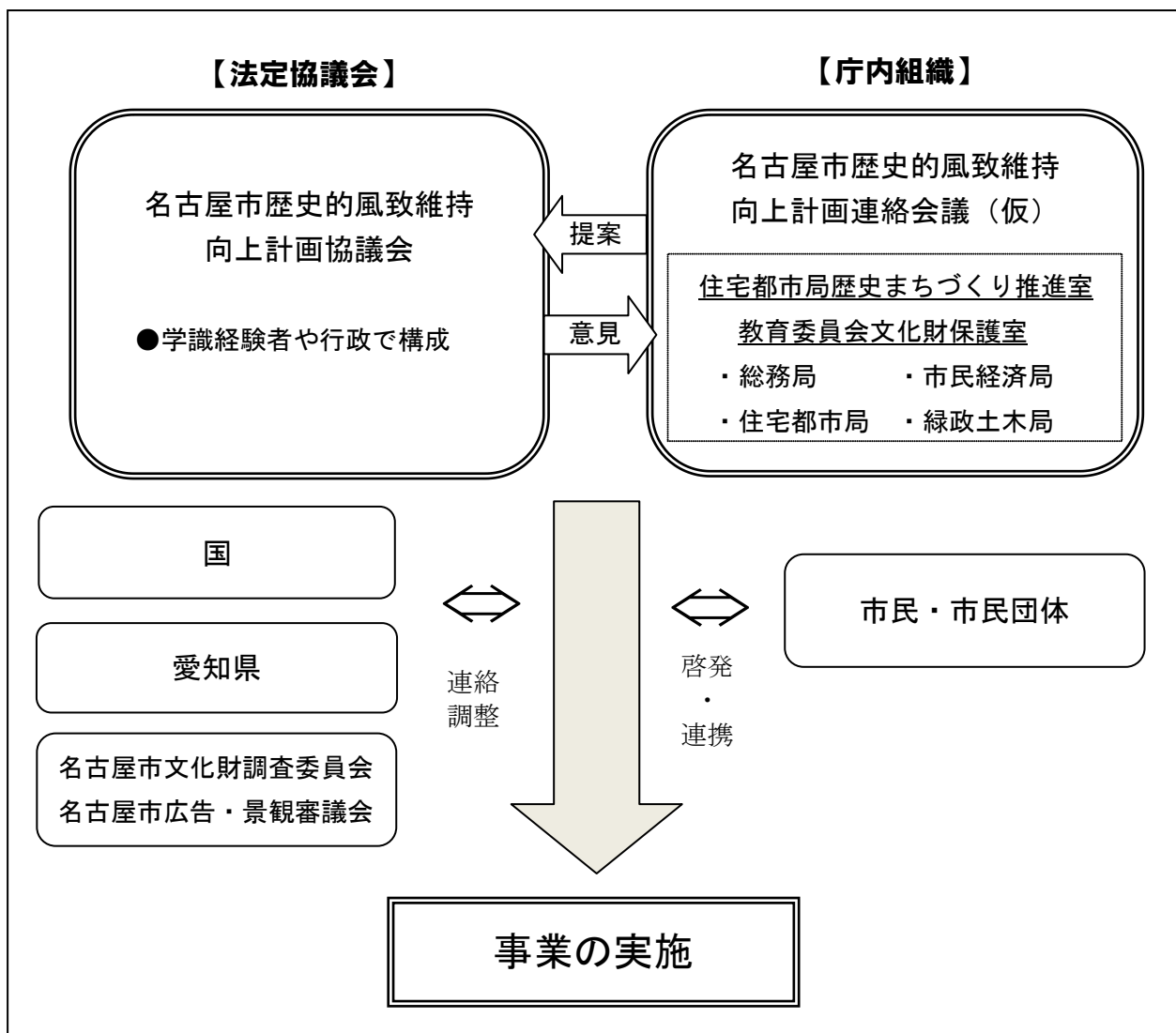


歴史まちづくりシンポジウム

4 計画の推進体制

本計画の推進体制としては、まちづくり担当部局である住宅都市局歴史まちづくり推進室と文化財保護担当部局の教育委員会文化財保護室を中心とした庁内組織である「名古屋市歴史的風致維持向上計画連絡会議（仮）」と学識経験者らで構成される「名古屋市歴史的風致維持向上計画協議会」が連絡調整を行いながら事業を実施することで、より効果的な歴史的風致の維持及び向上をめざす。

さらに、個別の事業の実施にあたっては、国や県、名古屋市文化財調査委員会、名古屋市広告・景観審議会と連絡調整を図るとともに、市民・市民団体と連携しながら推進することとする。



推進体制のイメージ図